

文禄五年閏七月十二日（1596 年 9 月 4 日）豊後国地震津波と瓜生島伝説について

都司 嘉宣*・松岡 祐也

1. はじめに

九州大分地方に、往古大分沖の別府湾に瓜生（うりゅう）島という島があったが、文禄五（慶長元）年閏七月十二日（1596 年 9 月 4 日）に豊後国（大分県）を襲った大地震と、その後に襲って来た津波のために島は海底に沈んでしまったという伝説がある。以下、この地震を「慶長豊後地震」と呼ぶことにしよう。なお、慶長豊後地震が発生したのは、文禄五年閏七月九日（1596 年 9 月 1 日）、および十二日（同 4 日）であって、この年の十月二十七日に慶長と改元されたので、改元後の年号を付して「慶長豊後地震」と呼ぶのであるが、実際に地震津波が発生した時点での年号は「文禄五年」であった。

幕末の安政四年（1857）に別府朝見の長松寺舜堂叟仙玉の著した「豊陽古事談」（全 3 卷、U-193 ~ 198, S-14）という文献には、慶長豊後地震以前に別府湾内に存在したとされる瓜生島の地図を載せている。島の大きさは東西 36 丁（約 3.9 km）、南北 21 丁（約 2.3 km）であるという。このような文献に記述されている、「慶長豊後地震以前にあった別府湾に浮かぶ瓜生島」というのは、そのまま真実と認めることが出来るであろうか？この伝承を巡って、『沈んだ島—別府湾・瓜生島の謎』（「瓜生島」調査会、1977）という単行本が刊行され、大分大学、別府大学、大分合同新聞などの各位による考察論文が掲載され、かつ慶長豊後地震と瓜生島に関連する古記録の原文と解題が掲載されている。本稿ではこの書物を U と略記し、この書物中のページ数と共に示すときは、たとえば「U-191」のように表記する。この書物では、おおむね、この伝説は

真実であったらしいという見解で各論一致しているように見受けられる。わが国の被害を伴った地震津波を網羅した「資料 日本被害地震総覧」（宇佐美、1975）でも、別府湾内に瓜生島という島が存在し、それが水没したことが事実であるかのように説明されている。本稿では、このような「瓜生島実在説」が数多くの研究者たちによって根強く指示されていることを念頭に置きながらも、これらの説にとらわれることなく、日本史の研究者が史料に基づいて判断するさいの常道にしたがって、信頼性の高い史料の記載のみを用いて事象の実像を描くことを試み、原初性に乏しい後代の史料は参考して見るにとどめる、という方針を堅持して、確実に言えることを積み上げて行く形で考察を進めることにする。

なお、慶長豊後地震津波の古文献の原文を載せる地震史料集は、「増訂・大日本地震史料第一卷」（武者、1946）の p589 ~ 604、「新収・日本地震史料 第2卷」（東京大学地震研究所、1982）の p1 ~ 58 である。これらの史料集は、それぞれ、M, S と略記し、ページ数と共に示すときは、たとえば「M-597」のように表記することにする。S に新たに紹介された史料の多くは U から引用されたものである。

2. 慶長豊後地震当時の現大分市域の支配関係

一般に歴史上のできごとを正確に理解するためには、そのできごとが起きた時点の、その場所の歴史的背景を把握しておかなくてはならないだろう。後に述べるように、現在の別府市の海岸周辺にあったとされる「瓜生島」という名称は、慶長豊後地震の以前、および地震発生の当時に記録された文献にはいっさい出現しない。後世に瓜生島と同じとされる

*東京大学地震研究所准教授

地名は、もっぱら「沖ノ浜（沖浜）」と記録されている。後に詳しく述べるように、沖ノ浜は現在の大分市の中心にあった豊後国の府内城の北側の海岸線上にあって、その外港の役目を果たしていた。

慶長豊後地震が起きた当時の、豊後国内と、その海岸地域にあった沖ノ浜の領有支配関係について述べておこう。

現在の大分市の領域は旧時の豊後国大分郡の東半分の領域とほぼ等しく、その中心地は「府内（ふない）」と呼ばれた。「沖ノ浜」はこの府内の外港として、日本国内はもとよりスペイン、ポルトガルとの交易によって繁栄していた。中世以来、府内を本拠として豊後国の大名・大友氏は、16世紀末の当主・大友義統（よしむね）が朝鮮に攻め入った文禄の役（文禄元年～慶長3年、1592～1598）の際に失態したことによって、文禄二年（1593）に豊臣秀吉から豊後国の支配者の地位を追放された。その後に、豊後国全体で秀吉による太閤検地が行われ、大分郡は早川長敏が代官役に任せられ、ここに「府内藩」が成立した（「藩史大辞典 第7巻・九州編」、木村ら、2002）。早川長敏の支配は慶長豊後地震の翌年の慶長二年（1597）まで続いたが、このとき臼杵藩の福井直高が大分郡に入封し、府内の地に府内城（荷揚城（にあげじょう）ともいう）を築いた。しかし、福井氏の府内藩支配は、豊臣秀吉没（慶長三年、1598）後の支配者となった徳川家康によって改易され、

府内藩の領域はふたたび早川氏が再度支配するところとなった。しかし、この早川氏も慶長五年（1600）の關ヶ原の戦いで西軍に加わったため、戦後、徳川家康に除封され、府内藩の統治は慶長六年（1601）、豊後高田の藩主・竹中重利に任せられることになった。以上、猫の目のように変遷した、現在の大分市の領域である府内藩の文禄・慶長期の支配者の推移を述べたが、慶長豊後地震のときの府内藩の支配者は早川長敏であったことになる。しかし、残念ながら、早川氏の府内藩支配は、地震の4年後の慶長五年には早くも終了したため、早川氏の支配の記録は現在ほとんど残っていない。このことが沖ノ浜、あるいは瓜生島の真相を解明する上で大きな障害になっている。

さらに事情を複雑にしているのは、問題の国内的にも国際的にも繁栄した交易港であった沖ノ浜の領域が、隣接する今津留村とともに、大分郡に属しながら、府内藩早川氏の領地には属さず、内陸の竹田を本拠とする岡藩領の遠隔の飛び地としてこれに属していたことである（図2）。岡藩の領地の本体は、現在の竹田市にある岡城を本拠として豊後国の中部にあたる直入郡、及び大野郡の西部にまたがる地域であった。当時岡城の城主は中川秀成であった。文禄二年（1593）の大友氏の豊後国からの改易後、播州三木の城主であった中川秀成が豊臣秀吉に国替えを申し出たところ、これが認められて、豊後竹田

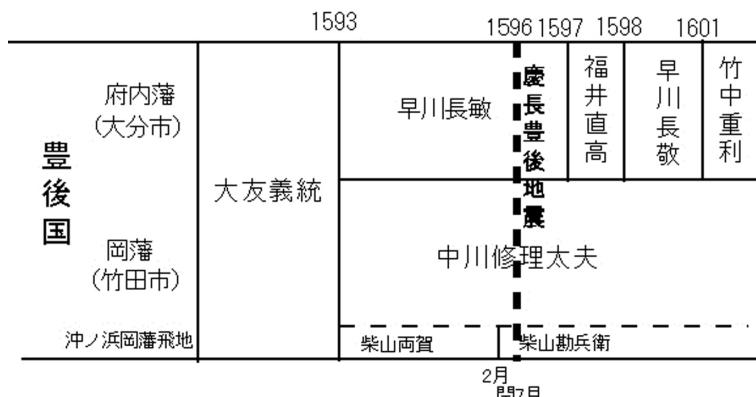


図1 豊後国の府内藩、岡藩、沖ノ浜岡藩飛地の支配者の変遷

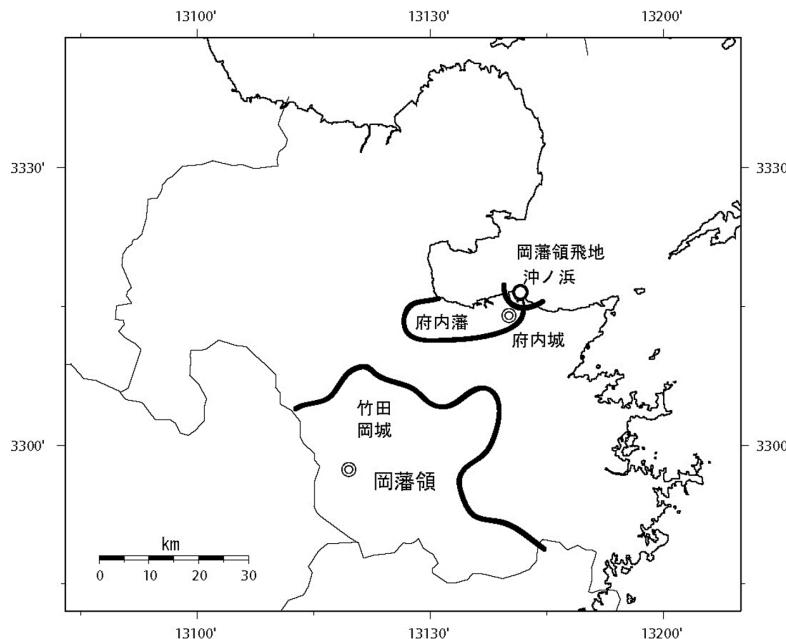


図2 岡藩領と府内藩領のおよその配置、「角川日本地名大辞典・44・大分県」（1980）による

の岡城への入封がかなった。このとき中川修理大夫の官名が認められた。このとき、岡城自身は豊後國の内陸にありながら、府内藩の外港の役目を果たしていた沖ノ浜の地域が飛び地として領地の一部に加えられた。このとき、泉州堺（現在大阪府堺市）の豪商であった柴山重祐を沖ノ浜の船奉行に任じ、禄千石が給された。重祐はこのとき仏門に入道して両賀と称していた。両賀は、沖ノ浜の船の出入り業務支配の一切を任せられた（『中川史料集』、U-152）。両賀は、船十艘を藩主・中川秀成に献上して岡藩の御用船として、沖ノ浜に停泊させていた。また沖ノ浜には豪壮な屋敷を建設した。この屋敷について『柴山勘兵衛記卷之一』（U-159）には、「この外屋宅を立て、土倉を作り堺の居宅に劣らぬ様に行ひけるなり」と記されている。堺の豪商であった彼が、堺にいたころの住居に劣らぬ屋敷を沖ノ浜に建設したというのである。このように沖ノ浜の船奉行を勤めていた両賀は、文禄五年（1596）二月、朝鮮に赴き、これ以後は養子縁組をした後継者・柴山勘兵衛重成が沖ノ浜の留守役として船奉行を代行した（加藤、

1977）。豊後竹田岡城の中川氏は、藩主として幕末まで継続したので、中川家の記録は現代に伝えられている。ただし、沖ノ浜は竹田の岡城から、約50kmほども距離の離れた飛び地であったため、中川氏の公式記録に伝えられた沖ノ浜と慶長豊後地震の記録はきわめて断片的である。図1は、府内藩・岡藩・および岡藩飛地沖ノ浜の支配者の変遷を示す図である。

なお、慶長豊後地震以前に豊後國の支配者であった大友宗麟は、彼自身がキリスト大名であったことから、スペインやポルトガルからキリスト教布教を目的として日本を訪れた西洋人に友好的であった。このため、府内の外港であった沖ノ浜には、しばしば西洋から来た船が停泊し、慶長豊後地震に被災する前の沖ノ浜のようすを伝えている。イエズス会のルイス・フロイスの『日本年報』（U-162、S-9）に、「府内の近くに、三里離れたオキノファマと呼ばれる大きな村があります。多くの船の寄港地であり揚陸地であります。（中略）沖ノ浜には非常に多くの船隊が泊っていました。その大部分はタイコウのもので、こ

れらの船は王国（現在彼の持っている）の徵税のため豊後に来ていました」とあって、沖ノ浜には常に多くの船が停泊していたことが記録されている。

慶長豊後地震の史料を参照するときには、沖ノ浜をめぐる以上のような時代背景の予備知識は必須であろう。次節で詳述するように、本節に引用した文献はすべて第一類とされる、直接見聞者、あるいはそれに近い立場の人が、被災前後の時期に記録した信頼性の高いものであることを付記しておく。

3. 慶長豊後地震を記録する古文献について

慶長豊後地震を記録する古文献は、大きく 4 つの種類に分けることが出来る。この事情を、「瓜生島」調査会（1977）を参考しながら述べると、第一類として、慶長豊後地震の発生した直後に主としてこの地方の支配者の立場に立つ人、および外交やキリスト教布教のためこの地に立ち寄った中国人、朝鮮人、ポルトガル人などによって書かれてものである。地震、津波に被災した豊後府内の海岸地域を直接見聞した人、あるいは、そのような人から直接事情の説明を受けた人の手によって記載されたものであることから、歴史研究の上ではもっとも信頼性の高い「第一次史料」と分類されるものである。

岡藩の竹田城主であった中川家の『中川史料集』(U-152, S-6)、岡城の外港であった沖ノ浜の船・柴山氏の『柴山勘兵衛記』(全三巻) (U-158, S-7) などは第一類の文献史料である。このほか、当時日本に滞在した西洋人の記録、たとえばイエズス会宣教師ルイス・フロイスの『日本年報』(U-162, S-9)、スペイン人アビラ・ヒロンの『日本王国記』(U-181, S-12) などもまた、直接体験者、あるいは直接体験者から被災直後に得た情報が記されているものがあり、日本側記録と全く引用関係をもたない独立史料として貴重である。このような西洋人の情報の大部分は、近現代になるまで日本語に訳されたことがなく、した

がって江戸時代、明治期前半の日本人の間に知られることはなかった。このため、江戸時代中期、後期に「瓜生島」に関して書き残された文献の執筆者の知識のなかに入っていたことは確実である。このことは、主として江戸時代中期以後に現れる「瓜生島」に関する伝承の信頼性を判定する上で決定的な役割を果たすことになる。

中国明朝の鄭舜功の記した『日本一鑑』(U-182) は、慶長豊後地震の約 40 年前の 1557 年から 3 年間の豊後滞在中の見聞を記したもので、地震発生前の沖ノ浜を含む府内（大分市）の事情を知る事が出来る。このような中国人の文章も、江戸中期以後の「瓜生島」に関する執筆者の知識の外にあった。

第二類として、慶長豊後地震の発生から 100 年以上を経過して編纂された、地誌に分類される書物群を挙げることが出来る。この一群の文献をことさら「第二群」としたのは、ここではじめて沖ノ浜の別称として「瓜生島」の語が登場するからである。『豊府聞書』(戸倉貞則、元禄十二年 (1699)，以下『聞書』) はその最古のものである。『聞書』は、慶長豊後地震の発生後 103 年を経過して完成しているため、直接体験者の証言を集めることはできなかったであろうが、まだ信憑性の高い伝承が各地に伝えられていた年代であるため、第一群に準じた信頼性を認めることが出来るであろうと推定される。残念ながら『聞書』の原本は、序文以外は散逸して現代には伝わらない。ただし、『聞書』の内容をほぼ受け継いで再編纂されたと考えられる『豊府紀聞』(全七巻, U-191, S-13) は現存していて、われわれはこれを参照することは出来る。

『豊後国志』(U-199, S-16) は、唐橋君山が岡藩の藩主・中川久持の命を受けて、寛政十年 (1798) に編纂に着手したが途中で死亡したため、この事業を引き継いだ伊藤猛、田能村考憲によって享和三年 (1803) に完成し、藩主、幕府に献納された公的な地誌である。編者による「付加記事」が少ない事が伺え、江戸中期以後に完成した地誌としては、信頼度が高い文献と考えられる。『雉城雑誌』

は幕末に近い天保年間（1830～1844）に府内藩の儒者・阿部淡斎が編述したものである。成立年代は遅いが、この文献の本文には、「聞書曰」と、『豊府聞書』からの直接引用であると注記した文章がしばしばあらわれる。そこに引用された文章は戸倉貞則の『聞書』の内容を忠実に再現したものと考えられることから、この部分については信頼性が高いものと認定することが出来る。今は多くの原文が失われた『豊府聞書』の内容をかなりの程度うかがい知ることが出来るという意味で貴重な文献である。ただし、『雉城雑誌』の他の書物から引用された文章は、明らかに信頼性の低いものも見られるため、『雉城雑誌』に基づいて考察するさいには、そこに引用された個々の文献によって、信頼度が異なることには注意が必要である。『雉城雑誌』で興味深いことは、編者・阿部淡斎に、瓜生島の島としての実在伝説に対して、懐疑的な考察姿勢が見られることである。詳しくは（U-205～209）に載せられた長文の考察を参照されたい。伝説を鵜呑みには信ずることはしていない、みずからが祖父から聞き伝えた海岸線の変化も参考として、客観性を保とうとする冷静な姿勢が見られる。

第二類に属する特殊なものとして『威徳寺由来記』（U-199, S-16）がある。瓜生島にあった「道場」が威徳寺の前身であると記されている。この威徳寺は勢家町に移転して存続している（現在勢家町二丁目）。この威徳寺の変遷を記したもので、文化年中（1804～18）に書かれたものと推定されている。冒頭に「豊後国大分郡府中笠和郷瓜生山威徳寺由来書」とあり、この寺の山号が「瓜生山」であることを示している。明応六年（1497）、領主大友氏の氏族・大友義正が瓜生島に草庵を結んだのに由来すると言う。文禄五年閏七月十二日の大地震、津波の記述があるが、この文献では瓜生島は完全に洋上の「島」として認識されている。

幕末・明治期の豊後国の地誌類、たとえば、『豊陽古事談』（U-193, S-14）、『豊後全史』（U-221）、などは第三類の文献と分類す

る。すでに述べた舜堂叟仙玉の著した『豊陽古事談』（安政四年、1857）、速見郡豊岡村（現日出町豊岡）の加藤賢成が編纂した『豊後全史（豊後遺事）』（明治十八年（1885）、U-221）などは、これに分類される。近世文書には違いないが、慶長豊後地震の発生からは既に250年以上を経過しており、第二類までの地誌のもたらす情報以外には、独自の慶長豊後地震の記事を新たに採取し載せることは相当困難となっていたはずである。第三類の文献には、慶長豊後地震の以前には洋上の島であって、それが地震津波によって「海に没した瓜生島」との伝説が、「華々しく」現れているものがある。さらには、瓜生島の地図がえがかれたものまである。そのような記載には、あきらかに幕末のころに新たに生じた「新伝承」や、著者自身の見解による創作記事が混じっているものがある。率直に言って、その文献の幕末頃の筆者の空想の産物であると考えられるものが混じっている。このような第三類の文献の信頼性は、一般に第二群の文献よりさらに劣る。この分類の文献だけに載っている記載内容で、第一類、第二類の文献によって裏づけを取れないものについては、史実の再現作業には用いないのが安全である。

古文献ではないが第四類として近現代の編纂物がある。『大分市史』（M-590）、『速見郡誌』（M-594）、『佐賀関史』（M-597）などがこれに当たる。これらの文献には、そこに引用された、第一類、第二類の文献解題の記事、新発掘の伝承記事などに参考とするに値する記事が現れることがある。たとえば、寺院神社の伝承などには参照が可能なものが含まれていることがある。しかし、一般には原初史料として利用することは出来ない。すなわち、第四類の史料は、ただ原初史料の索引として利用すべきであって、これらの市町村誌の編纂者による現代文の記載自身を史実の再現作業の根拠とはできない。

以上、一般的に言えば第一類から第四類に進むにつれて、文献としての信頼度は劣っていく。ただし、より信頼度の高い文献の忠実

な引用文であると判定できる部分については、引用元となった信頼度の高い文献と同等に考えてよい、ということになろう。

以上のような、史料信頼度の階級序列を意識しないで瓜生島の議論を始めても、議論は決して収束しないであろう。

4. 文禄五年閏七月九日、戌刻（午後8時）の豊後地震

慶長豊後地震は文禄五（慶長元）年七月十二日の午後4時頃に起きたことは、次節で詳述するように第一類史料に記載されていることから確実なことと認めることができる。ところが紛らわしいことに、この地震の3日前の九日戌刻（午後8時）に、別の大きな地震が日本列島西部に起きていたのである。この九日の地震を、第一類、第二類史料に基づいて見ておこう。

4.1 九日の地震の京都・鹿児島の有感地震記録

この地震が、京都で有感であったことは、京都・堀川に住んでいた公家・山科言経（やましなときつね）の記した日記である『言経卿記』(M-589)に「閏七月九日甲辰、天晴、戌刻地震」と記録されていることから明らかである。戌刻、すなわち午後8時ごろ京都・堀川で有感地震があったことを示している。同じ公家の壬生孝亮（みぶたかすけ）の日記である『孝亮宿祢日次記』にも「閏七月九日、天晴、酉戌刻間有地震」とあって、「酉戌刻間」（午後7時ころ）有感地震があったことがわかる。京都では震度3と推定する。

なお、この日には薩摩（鹿児島）でも強い有感地震があった。すなわち『薩藩旧記後編』

(M-589)に、樺山紹剣の自筆記事として「閏七月九日、薩摩ハ大地震也」とあり、鹿児島でも有感地震として強く感じられたことを示している。鹿児島では震度4と推定する。

讃岐国(香川県)の『讃岐国大日記』(M-590)に「慶長元年壬七月十二日（九日ノ誤ナラン）之夜大地震、山崩地裂。白水涌出」とある。

十二日の記載は、何か理由があつて九日と訂正されているが、「夜」とあるので、午後四時に起きた十二日の地震ではあり得ない。すなわち、この記録も九日の地震によるものと考えられる。これに従うと、讃岐国（高松）で、震度5（強）であるということになるが、具体的に「どの場所で」の記載がない。豊後国的事情を伝聞して記したのであって、讃岐のことではない可能性がある。いちおう、地点震度を推定する史料には入れないこととしよう。

4.2 九日の地震の豊後国大分郡八幡村柞原八幡宮の記録

この京都での酉戌刻の有感地震と、薩摩で大きな揺れを感じた九日の地震が、同一の地震であるとすると、その中間に位置する豊後国で全く気づかれていないとすれば、むしろ奇妙である。その通り、この九日戌刻（午後8時）の地震も豊後国で記録されているのである。すなわち、豊後国大分郡八幡村柞原（ゆすはら）八幡宮所蔵の『由原（ゆすはら）宮年代略記』(M-589)に次の記載がある。「慶長元年丙申閏七月九日、戌刻、大地震、当社拝殿回廊諸末社悉顛倒畢（てんとうし、おわんぬ）」。この文章による限り、この柞原（ゆすはら）八幡宮の拝殿や回廊、末社が倒壊した地震の日付が十二日ではなく、九日であることは疑うことができない。時刻が「戌刻」（午後8時）であって、京都で二人の公家が記録した有感地震の記録と時刻が一致しているからである。つまり、この神社が倒壊した原因となった地震は、津波を引き起こした十二日の地震とは別の地震であることは明白である。

ところで、この記録は上の文章のあとに次の文章が続く。

「又此日、府中洪濤起て、府中並近郷の邑里、悉成海底、黄昏時分也」

この文の筆者は、府中、すなわち現在の大分市に津波が有った事実を知っている。そして、興味深いことに、津波が襲った時刻は「黄昏（たそがれ）時分」と記している。つまりこの文章の記載者は津波がおそった時刻

が午後4～5時頃と認識しており、地震は午後8時と認識していたのである。ということは、この筆者は、「大分市を襲った津波の約4時間後に起きた地震で、当柞原八幡宮は倒壊したのだ」と誤って理解していたことになる。「津波は地震が原因となって起きる。だから津波は地震の後で来る」という、現代人の常識はこの文章の筆者は持っていない。この事実は重大である。この「常識」を持っていなかったのが、逆に幸いして、この神社には素朴に「九日戌刻の地震」で倒壊した事実が、「常識」によってゆがめられることなく正確に伝承され、それが地震の後何年か経過して文章化された、と考えられる。そのとき、神社倒壊の日付（九日）と、府中（大分）の津波来襲（十二日）に3日の日付の差があった事実の記憶は消滅していた。そのため、上記のような「津波が先（午後5時）で地震が後（午後8時）」という、一見奇妙な記録が後世に残ったのであろう。このことは、九日午後8時の地震では津波は起きていない、と言うことになろう。豊後国大分郡八幡村柞原八幡宮は小さな神社ではなく、豊後国一ノ宮の社格の大社である。現在の大分市の中心部から西方約6km、標高約200mの丘陵の上にある大社である。江戸期をわずかに遡る約400年前の記録が現代に伝えられても何の不思議もない。この大社のあった大分郡八幡村（現在大分市八幡）で、建築物が倒壊しているから震度6と推定する。

4.3 九日の地震を記録した第一類史料・『柴山勘兵衛記』

それでは、豊後府内で、十二日の3日前の九日にも大地震があった、と証言する記録は残っていないのだろうか？そんなことはない。慶長豊後地震が起きた当時、沖ノ浜の船奉行であった柴山両賀はここに堺での大邸宅に匹敵する大規模な屋敷を構えていたが、文禄五年二月、両賀は朝鮮に渡り、両賀の子息・重成が当主の留守役を継いでいた。この両賀の留守中に、豊後地震が起きたのである。第一類史料の一つである『柴山勘兵衛記卷之一』

(U-158,S-7) の文を見てみよう。事実の理解に重要な情報を多く含んでいるので、長文ではあるが、ここに引用しておこう。

「同閏七月五日ニ重成（両賀の子息。二代目柴山勘兵衛）内室、始テ平産有リ。同九日大地震シテ沖浜ノ浦より潮ヲビタダシクセキ上、大波立テ、両賀ノ屋敷海中ト成ル。重成イソギ家ノ系図ト度々ノ感状ノ入タル挾箱ト持鐘バカリヲ取出シテ、内室トタダ二人、家ノ屋根ヲ脇差ニテ切ヤブリ、二人共ニ屋根ノ上ニ居テ有リケル所ニ、七尋バカリ有舟板、家ノ上ニ流シカカリタリ。是ヲ幸ノ事ト思ヒテ、二人共ニ乘テ有ケルバ、引潮ニ沖ニ引出サレテ、危キ事度々有リ。暫ク有リテ、波モ風モ鎮マルト思フ時ニ、小イサキ船ヲ押シテ来ル者有テ、「此船ニ乗ラセラレ候ヘタスケ申スベシ」ト云ケレバ、二人ナガラウレシクテ、急イデ舟ニ乗リタリ。(中略) 暫シノ間ニ、今津留ト云所ノ島ニ著ケルニ、此所モ大波ニ崩レテ、人家モ見ヘズナリケル。此所ノ氏神ニ天満宮有リ、(中略) 内室ハ産ヲシテ、五日目ノ事ナレバ、取分勞レテ有ナル。同十日ニ、沖浜ヨリ吉右衛門、与右衛門、九郎兵衛ナド、云家頼（ケライ）ノ者共尋テ来ルナリ。(中略、沖浜は津波に遭ったけど住民はおおかた無事「大方助リ申テ候」であった、金銀武具も無事であったと報告を受ける) 重成先仕合ヨシトテ、其日、沖浜ニ帰リケル」

(大意)「閏七月五日、柴山両賀の子息・柴山勘兵衛重成の妻は長子を出産した。九日大地震して沖浜の海岸から津波が上がり両賀屋敷も津波が襲った。夫妻は刀で屋根を破つて屋根の上に上がったところ、大きい板が流れてきたのでこれに乗り、沖に流し出されて暫く漂流した。そのうち風も波も収まったころ小舟に助けられ、今津留の島の天満宮にたどり着いてここで休んだ。妻は出産五日目であったので大変疲れていた。翌十日に沖ノ浜に住んでいた家来3人がやはり津波に遭いながらも逃れ、財宝も流失していないと報告しに来た。重成は幸運な事であるとして沖ノ浜に戻った。」

この文で重要な点を挙げておこう。

- (A) 沖ノ浜には、九日の地震の後に津波が
あって、柴山勘兵衛重成は妻と共に漂
流の後救助された。
- (B) この日、沖ノ浜を襲った津波によって、
沖ノ浜は人家は多く流されたが、住民
は大部分無事であった。
- (C) 沖ノ浜では財宝も流失せず無事であっ
た。
- (D) 翌十日、柴山勘兵衛重成は沖ノ浜へ
戻った。
- (E) この日、風があった。
- (F) 今津留は「島」と呼ばれ、ここに天満
宮があった。

以上の記事で見ると、九日の地震のあとに津波があったことは第一類の記載であるだけに否定することは難しい。この津波は、十二日午後 4 時の地震の後に起きた、いわゆる「瓜生島が海底に没した」原因となった津波（あるいは地変）とは別のできごとである。なぜなら、①この津波で沖ノ浜の住民はほとんど死んでいない、②沖ノ浜の「財宝は無事」であることから、家や財宝がすべて流失するような大津波ではない。③「柴山勘兵衛重成は沖ノ浜へ戻った」とあるように、津波の後も沖ノ浜の土地は、海底に没してはいない。④この津波は九日に起きている。（五日に妻が出産、その 5 日目という。翌十日に家来 3 人が来た、十日に重成は沖ノ浜に戻った）この 3 点は、この津波が九日に起きたことを届強に裏付けていることになろう。

この『柴山勘兵衛記』全三巻の卷之三の末尾の奥書は虫食いがひどくて成立年は判明しないが、最終記事が慶長十九年（1614）であって、このころ成立した文であると考えられている。この文章により、豊後府中では閏七月九日に少なくとも大地震があったことが知られるのである。なお、『重祐重成伝』（S-4）は上の『柴山勘兵衛記 卷之一』の文をほぼ転写したものであるが、原初性がなく、この文献を議論の基礎にはしないほうがよい。また同じ S-4 の『重祐伝』（S-4）はこれをさらに大幅にダイジェストしたものである。この文の中に「津浪ヲビタムシク」と記されて

いる。しかし、「津浪」という言葉は、慶長十六年（1611）三陸津波の時に始めて現れた言葉で、その後約 100 年のうちに段階的に全国的に広まつていったものである。慶長年間に九州はこの用語が現れるはずがないので、この文献が原初文献ではないことは歴然としている。この二件の文献は、歴史事実の再構築に用いてはならない。なお、上の『柴山勘兵衛記 卷之一』の文章が、慶長年間の文章らしくない表現があちこちに見られる。たとえば、送りがな「取出シテ」、「屋根ノ上ニ居テ有リケル」の「出シ」、「有リ」などは江戸期の用法ではなく、明治の文体に見える。「鎮マルト思フトキ」の「思フトキ」も江戸初期の文体には似つかわしくない。これは、この文章を最終的に写本を残した幕末・明治期の学者・後藤今四郎頼田が、原本に忠実には転写しなかったためであろう。このような文体があるからといって、『柴山勘兵衛記 卷之一』を、幕末・明治期に偽作されたものと判定するのは適当でないであろう。

4.4 その他の史料

第四類の文献であるが「萩原と新貝の境」（S-3）に、「先崎 妙見八幡大菩薩祭百手由来」として「慶長元丙申七月九日、昼七つ半時（午後 5 時）大地震、大波の災難、大変出来、語敷地氏子の在所先崎村悉其地に及び（下略）」の記載がある。ここには「九日」とありながら、時刻は「戌刻（午後 8 時）」ではなく「昼七つ半時」であって、これは次節に述べる十二日の地震の時刻に一致しており、日付と発生時刻に、食い違いを生じている。しかし、「九日」の記載を重視して、「萩原」すなわち現在の大分市萩原の場所での「大地震」と記録される揺れが九日にあったことを認めることしたい。「大地震、大波の災難」とあるので、地震の揺れによる多少の被害があつたと見られ、震度 5 と推定する。

けつきよく豊後府内では、文禄五年七月九日午後 8 時、同十二日午後 4 時（慶長豊後地震）、同十三日午前 0 時（慶長伏見地震）、の 3 つの大きな地震の揺れを経験しているので

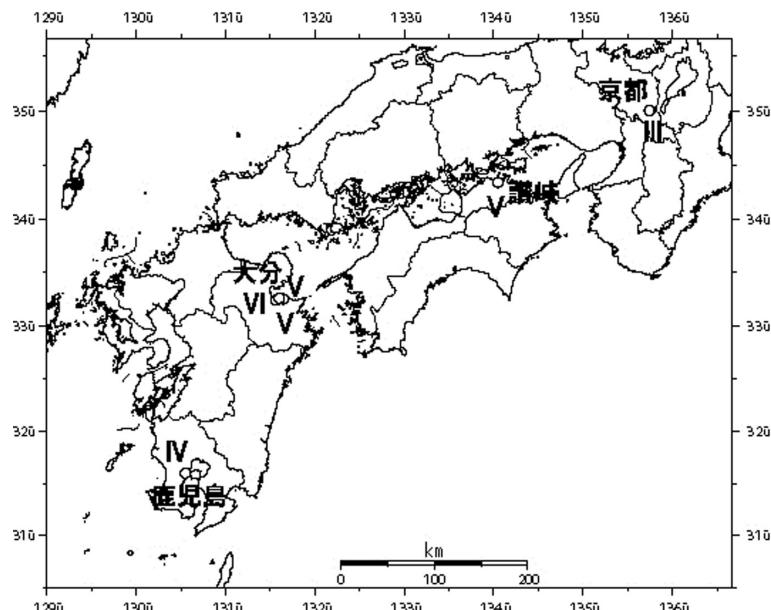


図3 文禄五年閏七月九日戌刻（1596年9月1日，20時）の地震の震度分布

ある。

藤原惺窓（せいか）は鹿児島において明國に渡航する機会をうかがっていたが、彼の日記『南航日記残簡』によれば、鹿児島では閏七月九日、十二日、および十三日に有感地震があったことが記録されている。十二日の地震は前節で述べた十二日申刻（午後4時）の地震、十三日の地震は、近畿地方で十三日の子刻（午前0時）におきた慶長伏見地震の揺れであろう。してみると九日の有感地震は、大分地方で記録され、津波を伴った九日戌刻の地震であると判定される。

以上の考察から、閏七月九日（西暦1596年9月1日）戌刻（午後8時）の地震による各地の震度分布は、図3のようになる。

5. 閏七月十二日午後4時の地震と津波について

5.1 西洋人の記録

慶長豊後地震が発生した日付は、文禄五年閏七月十二日（1596年9月4日）である。日本に来ていたスペイン人のアビラ・ヒロンが記した「日本王国記（イエズス会本、

66）」（S-12）の文を見ておこう。

「九月四日、非常に激しい地震が始まり、幾時間が続いた。（中略）日向の国では、上浜 Humfama という一つの町は水びたしになって、人家は跡形もなくなった」と記されていることで裏付けられる。すなわちアビラ・ヒロンは西暦でこの日付を記しており、そこに記された日付1596年9月4日は、和暦の文禄五年閏七月十二日に一致する。地震の後、「上浜という町は水浸しになって、人家は跡形もなくなった」と、記されていることに注意したい。「日向の国」は「豊後の国」の単純な誤りであろう。この西洋人の記録から、十二日の地震の後に上浜（沖ノ浜であろう）も浸水し、人家は跡形もなくなったことがわかる。

もう一人の西洋人による記録を見ておこう。永祿六年（1563）に31才で来日して以来、慶長二年（1597年）に長崎で没するまで35年にわたって日本に滞在したイエズス会のポルトガル出身の宣教師、ルイス・フロイスの報告である（U-162, S-9）。

「この地震と同時に、豊後において起った事件は非常に重大で且つ恐るべきことで、こ

れを報告した彼の地から来たキリスト教徒の口からその報せを受けなかったら信用出来ないでしよう。豊後の最も古いキリスト教徒の一人が到着するのを待っていました。その男はビアジオと呼ばれ、立派な男で、神を畏れ、めぐり合った大きな危険から逃れた男で、この地に到着するや、あの場所で過したことをおわれわれに物語りました。(中略) 府内の近くに、三里離れたオキノファマ(沖ノ浜)と呼ばれる大きな村があります。多くの船の寄港地であり、揚陸地です。この立派な男は、この地名にちなんでオキノファマのビアジオと呼ばれ豊後では良く知られていますが、それはこの男の家が各地から来る多くの人たちの収容所になっているからであります。この男の言うには夜間突然あの場所に風を伴わず海から波が押し寄せてきました。非常に大きな音と騒音と、偉大な力で、その波は町の上にセブラッショ(約 4.2 m) 以上も立上がりました。

その後高い古木の頂から見えたところによると、大変気狂いじみた激烈さで、海は一里も一里半以上も陸地へ入り込み、波がひいたとき、沖ノ浜の町の何物をも残しませんでした。その町の外にいた人々は助かったが、あの地獄の巨人がつかまえた人々は、すべてのみこまれ、連れ去られました。男、女、子供、老人、牡牛、牝牛、家その他無限の品物が持ち去られ、あらゆる物が、そこにかって陸地がなかった如く、深い海に代えられました」

さて、ここには十二日午後 4 時の地震の後起きた、地変(大津波)のようすが詳細に述べられている。直接体験者は沖ノ浜のキリスト教徒・ビアジオであるが、在日 34 年目のフロイスは、当然彼の語る日本語を完全に理解してその証言を記している。厳密な意味での第一次史料ではないにしても、それに準ずる信頼性の高い文献といって良いであろう。ここに描かれた津波の情景を前節に取り上げた、九日の地震津波と同じ事象であると見なすことが出来るであろうか? それは次の 6 個の理由によって不可能である。

① 津波は夜間突然襲ってきた。午後 4 時の

地震の後約 2 時間以上経過している。このため沖ノ浜の住人であるビアジオには、地震と無関係な現象と理解されたと考えられる。それが、「夜間突然」という表現である。これに対して、九日の津波は地震に引き続いて起きている。

- ② 津波は「風を伴わず」襲ってきた。九日の津波の時は風が吹いていた。
- ③ 「海は陸地に一里も一里半も入り込んだ」と記録されている。九日の津波はこのようなことはなかった。
- ④ 沖ノ浜の住民は、「津波にすべてのみこまれ、連れ去られた」と記されている。九日の津波は「沖ノ浜の住民は大部分無事であった」と記されている。
- ⑤ 沖ノ浜では「家その他無限の品物が持ち去られ」と記されている。ところが九日の津波では「財宝も流失せず無事であつた」と記録されている。
- ⑥ 沖ノ浜は「そこから陸地がなかった如く、深い海に代えられてしまった」のに対して、九日の津波の後、柴山勘兵衛重成は沖ノ浜に戻っている。

以上、6 個の事実のどれをとっても、九日の津波と、十二日の夜のできごと(地変、或いは大津波)とは同一のできごとと見ることは不可能である。

5.2 十二日の地震津波の日本人の記録

5.2.1 『中川史料集』の記載

今度は、支配者側の岡城の藩主であった中川氏の『中川史料集』(U-152,S-6) を見ておこう。これは第七代藩主・中川久通の時代に撰集された年譜であって、藩の御用儒者・角田幽庵の撰である。その文禄五年(=慶長元年)の項目に次のように記載されている。

「一、閏七月十二日(或は九日また十三日。)暮頃より大地震、御船着沖の浜洪波上り、陥りて海となる。溺死する者十に七、八。船奉行柴山勘兵衛重成は、稀有にして死を免る。」

この記事は、次の点で、フロイスの記録と一致している。

- ① 沖ノ浜の土地は、陥没して海となった。
 ② 住民の7～8割が死亡した。

すなわち、この『中川史料集』にいう地変・津波は十二日のできごとを意味する。九日の津波を意味しない。

5.2.2 『金城秘鑑』の記載

閏七月十二日の津波の記録を第一類の史料のなかからさらに選んで見ておこう。『金城秘鑑・智勇の巻』(U-155, S-6, 大分大学図書館所蔵)は岡藩主中川家の記録を編年体にまとめたもので、寛政年間（1790年ころ）の記事を最終とすることから、このころ本文が固定したものと見られる。地震発生から寛政まで200年近くを経過しているため、本来ならば第二類の史料であるが、岡藩の公的な記録によるものと見られ、また、被災地を「沖ノ浜」と記してあって「瓜生島」とは記していないので第一類の文献に準じるものと考えていいであろう。古い時代の記録をかなり忠実に転写したものと見ることができる。その慶長豊後地震津波の記載は次のような。

「文禄五丙申年日本國中大地震ニテ(中略)
 其上東西南北国々シカイ浪アカル、豊後之沖之浜五百間計悉ク震沈ス、則深海ト成テ跡モ像ナキ也、府内皆シカイ浪アカリテカサワダイノ野辺夕迄船ヲ載ル、府内家皆海ニ流入テ人皆死ス、」

この文によれば、沖ノ浜は約五百間ほど震沈して海となった。津波は府内にも上がり、「カサワダイ（笠和台）」の野辺に船が打ち上げられた。府内でも家が流され、多くの人が死んだ、というのである。ここで注意すべきは、沖ノ浜の海岸は五百間の区間が海となった、という部分である。1間は六尺で、約1.8mであるから、海岸線900mの区間が浸食、又は地盤沈下で海となった、というのである。後世いわれたような「東西36町（約3.9キロ）もあった瓜生島全体が海底に没した」という、第三類の文献に多く現れる話とはずいぶん量的に差があることに注意したい。

5.2.3 第二類史料『豊府紀聞』の記載

第二類史料とは、慶長豊後地震発生後100年以上経過して編纂された地誌類の文献であって、「瓜生島」の表記が出現し始める文献である。このような地誌の中で最も古い、信頼性の比較的高い文献である『豊府聞書』の写本、あるいは異本とされる『豊府紀聞』(S-13)の記載を見ておこう。

「慶長元年丙申閏七月十二日晡時天下大地震。豊亦所々地裂山崩。故高崎山顛巨岩悉落。其石互磨發火。既而震止。府内民皆安心身。或有浴者或食夕飯者未食者。時又鉅海大鳴動響諸人甚驚奇之。走于東西于南北。或視海辺。村里井水皆悉尽之。爾時從巨海洪濤忽起來。洋溢于府内及近辺之邑里。大波至三時」

すなわち、「慶長元年閏七月十二日午後4時ころ、天下大地震して、豊後国も又あちこちで地が裂け、山が崩れた。このため高崎山の頂上付近から巨岩がすべて落ち、打ち合って火が起きた。地震が止み、府内の住民がほっとひと安心して、風呂に入る者、夕食を食べ始めるものがいた。しばらくして海で大鳴動が聞こえた。人々が驚き不思議に思い、或いは海のようすを見に行った。集落の井戸はすべて水が枯れた。またしばらくして海から大波が押し寄せてきた。大波は三時（6時間）続いた」というのである。この文で注意すべきは、豊後国で地裂と山崩れが起きた、すなわち地震の揺れも相当強かったのである。また、地震がおさまってから、風呂に入ったり、夕食を食べ始め、食べ終わるほどの時間が過ぎてから、海で大鳴動が聞こえて、村の井戸水が全部涸れたのを確認した後、津波がやってきた、と書かれている。すなわち、地震が発生してから津波がするまで、おそらく1時間以上たっていることがわかる。すなわち、この記事は、津波は地震によって引き起こされたものではないことを示しているのである。

5.3 十二日の地震の発生時刻について

『稻葉家譜』(S-2)、『岡藩小史』(S-6)など、慶長豊後地震当時に記録されたであろう史料を基に編纂されたと見られる、豊後国にとつての基本史料にはいずれも地震の発生が「閏

七月十二日」であったと記されている。このように地震は十二日にも発生したことは第一類に分類される信頼性の高い多くの文献に記されているが、不思議なことに、地震の発生時刻まで記した文献は非常に少ない。第二類の文献であるが、『豊府紀聞』(S-13)には「閏七月十二日晡時」と記されている。やはり第二類の文献であるが、『威徳寺由来書』(S-17,51)にも「晡時」とある。ここに記された「晡時」というのは申刻、あるいは「夕七つ時」すなわち現行時刻の午後4時頃に相当する。『豊陽古事談』(S-14)にも、「閏七月十二日七ツ時諸国大地震」とある。『佐賀閑町史』(S-2)に引用された『府内旧記』にも全く同一の文章がある。『中川史料集』(S-6)には「閏七月十二日暮頃より大地震」とある。「暮」を「暮六つの時刻」と理解するなら「日没ころ」であるから、現行時刻では午後6時頃である。しかし、往時の「暮」、「夕方」の用法は現代より幅が広く、午後4時頃を「夕方」、あるいは「暮頃」と記されていても、『豊府紀聞』の記載と矛盾はしない。なお、『中川史料集』には地震動による家屋倒壊記事はなく、ただ「大地震」とのみある。津波の震源が近いことから、震度は5と推定する。

以上によって、慶長元年豊後地震は閏七月十二日の午後4時ごろ起きたことがほぼ確定する。

5.4 府内・沖ノ浜以外での震度

大分以外の場所での地震動についても述べておこう。岡藩主・中川家の文書『金城秘鑑』(第一類、U-156, S-6)に、大分郡今鶴村で359石の、萩原村で605石の水田が「地震崩」と記されている。液状化により水田面が乱されたものであろう。今鶴村、萩原村とも現在は大分市内の地名となっている。震度5と推定する。

『豊府紀聞』(U-191)には、「慶長元年丙申閏七月十二日晡時、天下大地震。豊亦所々地裂山崩、故高崎山顛巨石悉落。其石互磨發火」とあり、高崎山で多くの巨岩の落石があつ

た。これも震度6の記載とみてようであろう。ただし、「晡時（午後4時）」の地震が「天下大地震」(これは10時間後の十三日午前2時の地震)であるというのは、『紀聞』にしてはお粗末な誤記である。

フロイスの『日本年報』(U-165, S-12)に、湯布院で、「地震のため、その地にある山の一部が崩れ落ちて、その村を埋め、ほんの数名しか助かりませんでした」の記載がある。湯布院で震度6(強)と推定する。

十二日午後4時の地震は、『佐賀閑史』(M-597)に「慶長丙申年閏七月十二日地震」とあり、この後に津波によって関神社の鳥居が倒れ、社殿が浸水し、家屋の倒壊、田畠の浸水を述べている。震度は推定しにくいが、津波震源に接近していたとして震度5と推定する。

鹿児島に滞在していた藤原惺窓は、十二日のこの地震が有感であると記録しているが、京都で書かれた『言經卿記』、『孝亮宿祢日記』、『義演准后日記』には、この日の午後四時の有感地震が記録されておらず、京都では無感であった。

5.5 震度分布から見た十二日地震の規模

以上によって慶長豊後地震は閏七月十二日の午後4時頃起きたことが確認され、その震度分布は図4のようになる。湯布院から佐賀閑まで、約55kmの範囲が震度5以上である。震度5の範囲が円形領域としてその半径 r_s (km)からマグニチュード M を与える村松(1969)の式、すなわち

$$M = 2 \log r_s + 3.70$$

に $r_s = 27.5$ (km)を代入すると、この地震の規模は、 $M = 6.6$ となる。この地震マグニチュードであれば、鹿児島で有感(震度3)は肯定することが出来る。津波の発生下限は、 $M = 6.2$ とされているので(渡辺、1985)，この地震によって別府湾内に津波を生じても不思議ではない。ただし、地震の規模が $M = 6.6$ では、それによって引き起こされる津波はせいぜい、津波規模で $m = 0$ の程度の規模の津波が生じるにすぎない。水位上

昇量1m程度である。とても、沖ノ浜が海面に没するほどの大浸食を及ぼし、住民の7,8割が溺死するような大津波には成りそうにない。結局この現象は、沿岸海域の斜面滑落ではないだろうか？「沖ノ浜」と呼ばれた沿岸の市街地を載せたまま、地震によって滑落して海底に沈んでしまったものと考えるのが一番妥当なようである。このため津波の範囲はきわめて小範囲であった。同じようなことは、1992年インドネシア国Flores島の地震のときにも起きた。Tsui et al. (1995)によると、1992年12月12日に起きたFlores島の東端付近で起きたMw7.8の地震とそれに伴う津波によって、約2,000人の人が死亡した。津波の最大被災地となったRiang-Kroko村では、標高26.2mの地点まで海水が浸水した。しかし、地震による弾性論的な海底地変では、まったくこの大規模な津波の説明は出来なかつた。そのかわり、この村では、海岸線では幅50m分の陸地が、海底に滑落した。津波は主として、この海岸線付近の陸地部分の滑落によって引き起こされたものと推定された。同島のHeding湾内のUepadung村でも、海底への陸地の滑落による海岸線の後退と、11.0mの浸水標高に達した津波が確認された。慶長豊後地震にもなう、海岸線付近にあった交易によって繁栄した市街地・沖ノ浜の陸地が海域に化し、大きな津波が起きたのは、1992年Flores島のRiang-Kroko村や、Uepadung村と同じことが、現在の大分市の海岸でおきたものと推定するのがいちばん合理的ではないだろうか。

さて、図3の九日戌刻の地震（ α ）と図4の十二日申刻の地震（ β ）を比較してみよう。

- (I) 有感地震範囲は α は京都に及んでおり、鹿児島では「大地震」と書かれているのに対し、 β は京都は無感、鹿児島では単なる有感地震に留まっている。
- (II) 震度V以上の被害範囲は、 α は豊後から讃岐に及んでいるのに対して、 β は大分付近の東西50kmの範囲内に収まっている。
- (III) 地震の震動による最大被災地はともに

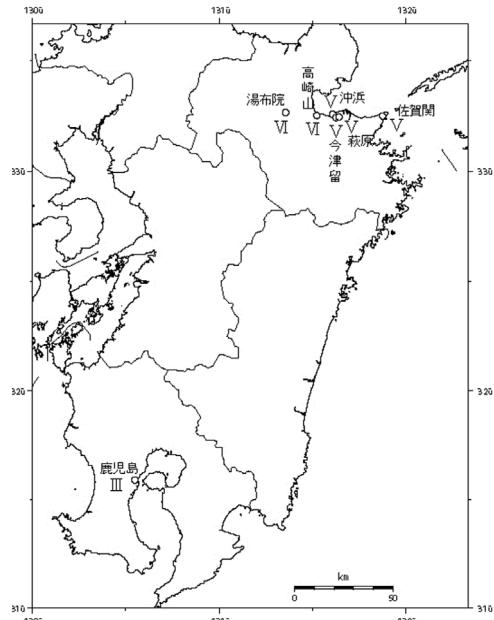


図4 文禄五年閏七月十二日申刻（1596年9月4日，16時）の地震

大分付近である。

これらの事実は、 α のマグニチュードは β のそれよりかなり大きかったことを示している。しかもⅢの事実を考慮すると、十二日の地震は、九日の地震の最大余震だったのではないか、と推定される。しかも、津波は β の直後に起きている。しかし、マグニチュードの大きいはずの α には人の溺死事例をほとんど出さなかつた中規模津波しかなかつたのに、小さい方の β の方には大きな津波があった。この事実は、 β のあとに引き起こされた津波は地震に伴う地殻変動によって引き起こされた津波ではなく、地震動によって引き起こされた、海岸付近、或いは海底傾斜面の地滑りによる津波であった可能性を裏付けているものとなろう。

5.6 第三類文献の記載

地震の発生時刻に関して、前節の結論に反する記事を載せる文献がある。たとえば幕末・あるいは明治期の編纂物と推定される第三類の文献の『瓜生島地図別掲』(S-14)である。そこには、「慶長元丙申歳閏七月十一日十二

日天下大地震、豊後の国殊に大地震山崩レ川溢四極山木綿岳鶴見山靈山山等山頭巨石悉落大地裂テ十二日申の刻止ム人民安心ス」とあり、「申刻」すなわち午後 4 時に「地震は止んだ」と記されている。時刻は一致しているように見えるが、「地震の発生時刻が申刻」ではないので、ここには記載事実の内容は他の史料とは一致していない。さらに、十二日午後 4 時の地震は「天下大地震」ではなく、大分を含む別府湾南岸だけで強い揺れを感じた地震にすぎない。ただし、この 10 時間後の十三日丑刻（午前二時）に近畿地方に起きた慶長伏見地震は確かに「天下大地震」といいうる。『瓜生島地図別掲』の筆者は、この 2 つの別の地震を混同していると見られる。さらに、この記事の前半には「十一日十二日天下大地震」と十一日にも天下地震があつたかのような記載がしてある。十一日に地震があつた、などということは、日本列島全体の他のいかなる文献の上にも記録されていない。われわれは、幕末期の不用意な『瓜生島地図別掲』の筆者の「筆のすべり」の結果である、このような第三類の文献の記載を不用意に歴史事実の再現の材料として用いてはならない。より信頼性の高い文献の記載に矛盾する記事が有る場合、第三類の文献の記載のほうは捨てるべきである。

このほか、地震の発生時刻を「未上刻（午後 2 時）」とするものがある。古文献ではなく近代の編纂物である『大分市史』(M-591) の記載である。この記事は、『大分町幸松謙治氏旧蔵・瓜生島之図附記』(M-596) の「閏七月に成同月四日五日地震、右に付是迄恐怖而逃退者多し、然るに閏七月十一日十二日至口未刻より大震小震不知数。(中略、瓜生島の) 島人恐怖すると共十二日申の刻に至、地震暫止」の文章に基づいていていると考えられる。ところがこの文章の冒頭「閏七月に成同月四日五日地震」は、他の文献、ことに同時代文献に全く出現しない記載内容である上、「に成」、「閏七月十一日十二日至」は江戸期の近世文書の文体ですらない。これらは明治期かそれ以後の文体と考えられる。また、一見し

て『瓜生島地図別掲』(S-14) と、題名が類似する上に類似の文章が見られる。何れも幕末・明治期の創作文と考えられ、第三類の文献であつて、事実の再現考察の上からは排除すべき文献である。

6. 慶長豊後地震の津波被災地「沖ノ浜」の地勢

6.1 繁栄した交易港としての沖ノ浜

慶長豊後地震の津波によって、現在の大分市の沖合にあつたとされる「瓜生島」は海面下に水没したとされる。しかしながら不思議なことに、慶長豊後地震が発生する前、および発生直後に記された第一類の原初記録には「瓜生島」と言う地名は一切出現しない。豊後府内付近での津波の被災沈地名は、もっぱら「沖ノ浜」と記されている。

慶長豊後地震が起きる前、この沖ノ浜がどんな場所であったかを、第一分類の文献によって検証しておこう。まず、豊後国全体の旧領主であった大友氏の資料から見ておこう。

『大友史料』(U-150, S-5)

「(天正十四年九月)

仙石秀久帥師、発讃岐、渡海、豊後着船於沖浜、入府内、面于宗滴、義統」

この文章は、天正十四年（1586）に薩摩の島津氏の攻撃を受けた豊後大友氏を援助するために豊臣秀吉が讃岐の仙石秀久を豊後府内に派遣し、これを豊後の 大名であった大友宗麟（史料では宗滴）・義統が面会したというものである。この文面に、「沖浜」が讃岐からの船の着岸した場所であったと記されている。すなわち、沖ノ浜が大友氏の本拠地であった豊後府内にとって公的な外港の役目を果たしていたことがわかる。

つぎは、慶長豊後地震当時の、豊後竹田の岡藩の城主・中川秀成の文書である。

『中川修理大夫宛豊臣秀吉朱印状』(文禄三年 (1594), 『中川史料集』) (U-152)

「一、八月二十五日、今津留村御拝領、同所沖の浜御船着となる。依って太閤より御書。豊後国大分郡内、今鶴村四百六拾石

五升事、令執沙汰可運上候依為舟着御代官
被仰付候也
文禄三年八月廿五日 御朱印 秀吉公
中川修理大夫とのへ」

この文書は、播州三木の城主であった中川秀成（修理大夫）が秀吉に豊後竹田岡城への領地替えを申し出て許可されたさい、豊後府内の外港であった沖ノ浜の船着場の管理を中川家が勤めるよう秀吉から命ぜられたというものである。その管理費の意味があったのであろうか、その隣接地の今津留村の石高を中川家の飛地領分として安堵したが、上の文書はその公的な裏付けとなる豊臣秀吉の朱印状である。「沖ノ浜」が、豊後の要衝として機能していることを示している。

以上2件の文書によって、沖ノ浜が豊後府内の外港という重要な役目を果たしていたことが判明する。さらに、前述のフロイスの報告文を始めとして、数多くの西洋人たちの文献は、沖ノ浜が外国からの船舶も多く停泊した場所であることが証言されている。

6.2 沖ノ浜の地形と地理的位置

6.2.1 第一類史料に記された沖ノ浜と府内の位置関係

この沖ノ浜は、どういう地形で、現在の地図上のどの位置にあったのだろうか？この問い合わせてくれるのが、中国明王朝の広東省新安県出身の鄭舜功の著した『日本一鑑』中の「桴海図經」(U-183)である。彼は1555年から1557年までの足かけ3年間日本に滞在した。倭寇の禁圧を日本側と交渉するためであったが、日本滞在中は大友氏によって抑留され、豊後府中に滞在したという。初めて豊後の沖ノ浜に着いたとき、次の文が現れる。

「道広飄飄入澳浜策馬往見豊後君((中略)
豊後為日本分封之国其若姓名源義鎮)」

すなわち、「広(故郷の広東)から海路をとり、海に漂って澳浜に入る。馬にむち打って(策)，豊後国の領主(=大友義鎮(宗麟))に面会した」。このあと原文では小字2行書きで「豊後は日本の分国であって、領主の名は源義鎮」というと注記があり、「義鎮」と領主名が

正確に記録されている。さてここで注意すべき事は、沖ノ浜（原文は澳浜）で上陸した後、馬で府内の大友の居城に向かい、領主大友義鎮（宗麟）に面会していることだ。つまり、着岸地である沖ノ浜から、府内の大友義鎮の居城までは陸路で馬に乗って行けたのである。

このあと、「桴海図經」には、蒲江等の港を説明した後、次の記載がある。

「次曰澳浜（烏氣法邁）澳浅膠舟不堪繫泊
陸行府内凡五六里」

この文によると、「澳浜（オキハマ）は、港は浅く船は停泊することが困難である。ここから陸路で府内までおよそ五、六里である」という。この里は、中国の里で、およそ1里は550mであるので、沖ノ浜から府内までの距離は2.75～3.3kmということになる。

以上、「桴海図經」による限り、府内・大友氏の居城と沖ノ浜の間は約3キロの陸路で往来することができた事がわかる。

イエズス会の宣教師ルイス・フロイスが、沖ノ浜に住んでいた日本人キリスト教徒ビアジオから2ヶ月後に聞いた話が『日本年報』(U-162,S-9)に載っている。それによると、「府内の近くに三里離れたオキノファマと呼ばれる大きな村があります。多くの船の寄港地であり、揚陸地です。」と記されている。一里を1.6kmとすると三里は4.8kmとなり、鄭舜功の記載の1.5倍ほどの数値となる。

フロイスは別に『日本史』という書物の中で、1559年9月5日のこととして「彼ら（他の地方に布教しようとガスパルとビレラ）は府内の家に別れを告げた後、府内の町から半里足らずの沖ノ浜の港から乗船した」と記している。この「里」は当時のドイツ里とする、1ドイツ里は7.5kmであるから、「半里足らず」は約3.75kmとなり、鄭舜功の記載にほぼ一致する。

このように、府内と沖浜の間の距離を記する文献は数点あるが、注意すべきは、いずれの記載にも、この間に水域が挟まっていて、途中で船で渡る必要があった、という記載がいっさいないことである。すなわち、これらすべての文献で、沖ノ浜は島ではなく、府内

から陸路のみで行ける場所であったことが自明の前提として記載されているのである。

6.2.2 第二類史料に記された、府内と沖ノ浜（瓜生島）の位置関係

『豊府紀聞』(S-13) には、沖ノ浜、一名「瓜行島」の位置に関して、地震津波記事に続けて、次のように記されている。

「又府城之西北二十余町勢家（古世家也）邑其地高。故民人歩行鴻洪波半体。勢家名内有禅寺之旧跡名法藏寺。（不知開基）境地高故不鉅浪。且勢家村二十余町北有名瓜生島。或又云沖浜町。」

この文によると、「府内城の北西 20 余町（約 2 km あまり）に勢家という村がある。この村は土地がやや高いので、その人々は津波に濡れながらも歩くことができた。勢家の中には禅寺という寺があり、ここはもと法藏寺があったところである。その境内敷地は標高が高かったので波が高くならなかった。さて、勢家村の 20 町余り北に瓜生島という場所がある。あるいは、沖浜町という。」といいうのである。この文で注目すべきことを列挙すれば次のようになる。

- (1) 府内城の北西 2 km 余りのところに、勢家村がある。
- (2) 勢家村の北 2 km 余りのところに瓜生島とよばれる地区がある。
- (3) 瓜生島の地区は、また沖浜町ともいう。

(3) の記載によって、瓜生島とは、かつて、府内の外港として栄えた沖ノ浜の別名であることが分かる。すなわち、瓜生島と沖ノ浜はイコールであることがわかる。しかも、その地域は、「沖浜町」と呼ばれていることから、平野内の市街地であって、海の中の島ではない。また、「勢家村から北二十町余」の記載は、自明のこととして、途中に、一部水域があつて、渡船によらなければいけないようになつていなことを意味していることになろう。すなわち、勢家村から瓜生島、すなわち沖浜町までは陸路で行けたのである。

つぎに、『雉城雑誌』(S-18) の瓜生島の記事を見ておこう。『雉城雑誌』には瓜生島

にあった威徳寺という寺院に関して次のように記されている。

「瓜生島威徳寺（沖ノ浜）

（中略）聞書曰。威徳寺者。（中略）豊府之北。一万九百余歩瓜生島」

この文によると、『豊府聞書』からの引用文として、豊府（豊後府内）の北 11,900 余歩にあった、というのである。一步を人間の自然な歩行の 1 歩分と考えると、40 cm 程度であろう（注）。すると、威徳寺は、府内から北約 4.7 km にあったことになる。「歩」、なむち歩測で距離を表現しているのであるから、この間は人が歩いていける陸路であつて、途中に渡船などの水路部分は含まれていないことをこの文献も証言していることとなろう。

注：「歩」はわが国では面積の単位「坪」と同一の意味で使われ、長さの単位として使われることはあまりなかった。中国の唐代の長さの単位としての「歩」は五尺に等しいとされ、1 尺を唐の大尺（30 cm 余り）とすると一步は約 1.5 m になる。もしこう理解すると、11,900 歩は約 18 km という長さになる。しかし、これではあまりにも他の記録と一致せず、この理解が非であることを示している。この文では素直に、実際に歩いた歩測の歩数で 11,900 歩であった、と理解するのが妥当であろう。

以上の各文献の記載によって、府内から、沖ノ浜（瓜生島）までの距離を確認しておこう。

- (A) 『桴海図經』によると、2.75 km ~ 3.3 km。
- (B) フロイス『日本年報』によると、4.8 km。
- (C) フロイス『日本史』によると、3.75 km
- (D) 『豊府紀聞』によると、「府城」から北西 2 km で勢家村、そこから 2 km 北にある。
- (E) 『雉城雑誌』に引用された『豊府聞書』によれば、北約 4.8 km。

以上、5 件の文献で多少の差はあっても、府内から沖ノ浜（瓜生島）までは約 4 km と考えて誤りはないであろう。ことに (D) の記載は、中間に勢家村を挟んでいるため、沖ノ浜の位置を推定するのに有用である。



図5 明治43年発行の五万分の一地図上に沖ノ浜の位置を作図すると

6.3 沖ノ浜（瓜生島）を近現代の地図上に求める

以上の考察に基づいて、沖ノ浜を、近現代の地図の上に求めてみよう。現代の地図は、海岸の埋め立て、工場用地の確保、港湾の建設などで、大きく人工的に改変を受けている。そこで、これら現代の人工的な大規模改変を受ける前の地図によって、沖ノ島の位置を求める作業を行ってみよう。『豊府紀聞』によると、沖ノ浜は、大友氏の本拠とした「府内」あるいは「府城」から北西2kmで勢家村に着き、そこから北2kmのところに「沖ノ浜」がある、とされる。図5は明治四十三年の五万分の一の地図であるが、この図上に

プロットしてみると、沖ノ浜（瓜生島）の位置は、明治四十三年の頃の海岸線の沖合僅か500mほどの所にあったことになる。すなわち、慶長豊後地震の直前には、明治期より約500mほど沖合に海岸線が走っており、この沿岸海域が「沖ノ浜」、あるいは「瓜生島」と呼ばれたものと推定されるのである。

6.4 瓜生島の「島」の意味するもの

以上、慶長豊後地震の発生当時に書かれた第一類文献によると、津波に浸食を受けて海域となった場所は、当時、豊後府内の外港の役目をしていた、沖ノ浜と呼ばれた地域であった。江戸時代元禄期ころまでに原文が固

定した第二類の文献の情報までを参照すれば、この沖ノ浜は、沖ノ浜町または瓜生島と呼ばれていた。そして、府内から、途中勢家まで北西 2 km、そこから北 2 km の位置にあった。これを明治四十三年の陸軍参謀本部発行の 5 万分の一地図にプロットすると、明治四十三年ころの勢家の海岸からわずか 500 m ほど沖合海岸付近にあったことになる。その津波に浸食を受けた長さは 900 m ほどにすぎなかつた。これは沖ノ浜の東西のサイズである。また、沖ノ浜（瓜生島）は、「馬で行けた」または「徒步で行けた」と明記された文献があり、府内から陸路で行けたのである。すなわち、瓜生島は「島」ではなく、海岸近くの平野の上にあった一地域の名だったのである。

大分市中心街の東方には、現在も家島、小中島など「島」のつく地名がある。しかしこれらの場所は海岸近くにはあるが、本土の平野の上の市街地なのである。明治の頃は、河口のデルタ地帯で、両側が川で挟まれた土地であった。周囲が川に囲まれているという意味では島であっても、少し後年にはこの川の流路の一方が埋められ、容易に内陸地と地続きの市街地になる、そのような場合にも「島」と語尾に着けた地名で呼ばれる。第 4 節で述べた『柴山勘兵衛記』にも「今津留の島の天神社」が出てきた。今津留は大分川の東岸の平野にある集落名であるが、ここも海中の島ではなく、かつて大分川のデルタ、あるいは川中島であった名残として、「今津留の島」の地名が残ったのであろう。

瓜生島も同じであろう。かつて大分川の河口のデルタ地帯に、大分川の本流と支流の間に川中島として「瓜生島」があった。あるいは北側の一方は海に面していたかもしれない。しかし、海に囲まれた本当の島ではない。大阪の中之島や堂島、あるいは都島や福島、桜島などもこの例であろう。完全に市街地の一部となつても島の着く地名は残るのである。

なお、第一類の地震発生当時の文献にはもっぱら「沖ノ浜」だけが現れて、「瓜生島」の地名が現れなかった理由を考察しておこう。おそらく、「沖ノ浜」が公的な名称、「瓜生島」

は通称だったからではないだろうか。当時の為政者の記録、『中川史料集』や『柴山勘兵衛記』など、色濃く当時の統治行為の中から生まれてきた文献、そして中国人や西洋人にも公式の名称のみが伝えられ、一般に通用するいわば俗称は、公的な立場では用いられなかつたのではないだろうか。

7. 幕末の絵図として描かれた「瓜生島」について

第三類に属する、幕末期以後に記された、瓜生島関係の文献には、海の中に横たわる東西 3.9 km、南北 2.3 km の大きさの堂々たる島として描かれたものがある。たとえば、『豊陽古事談』の『瓜生島図』などがその一例である（図 6）。

ところで、第一類の各文献では、沖ノ浜、すなわち、瓜生島は、豊臣秀吉の派遣した交易船や、スペインやポルトガル、中国などの外国からの船が常に多数停泊している国際交易港であると説明されている。ところが、幕末に描かれた「瓜生島図」には、このような港の施設は全く見られない。またこのような港があれば、そこで船を下りた商人や宣教師立ちが真っ先に訪れるはずの府内に行くための道路があつたはずである。すなわち、船着場の海岸を起点にして、府内へ進む道路が真っ先に描かれていかなければならない。しかるに、ここに描かれた「瓜生島」には、このような海岸の港から発して、府内に向かう道路が全くえがかれていらない。実は沖ノ浜が、常に多数の船が停泊した港であることを我々が知ったのは、フロイスの『日本年報』によつている。ところが、この文献は江戸時代には、日本人には全く知られていないかった。つまり「瓜生島図」を描いた人には、「多数の交易船が常に停泊していた沖ノ浜」などという知識は全く持ち合わせていなかつた。もし、この種類の絵図が、せめて慶長豊後地震の 50 年ぐらい後のことであつたら、沖ノ浜が繁栄した海外交易港である記憶は、その当時の常識として伝承されていたはずである。しかる

に、「瓜生島図」には繁栄した交易港の面影は全く見えない。ということは、これらの絵図が、慶長豊後地震の発生後数十年内に描かれた図ではないことを示している。

さらに沖ノ浜には、柴山両賀が船奉行として、元の豪商であった堺での邸宅と同規模の堂々たる屋敷を構えていたと記録されている。ところが、幕末に描かれた、いわゆる『瓜生島図』には、このあつたはずの柴山両賀の屋敷が全く描かれていない。

『瓜生島図』は、寺院・道場・神社が合計7か所も描かれた宗教色の濃いものとなっている。このような様子は第一類、第二類の文献からは全くうかがうことはできない。逆に、フロイスの報告によれば、沖ノ浜、すなわち瓜生島には、「立派なキリスト教徒・ビアジオ」という男がいて、大勢の人を抱え養っていたという。西洋人が頻繁に立ち寄り、しかもここを支配していた大友氏自身が熱心なキリスト教徒であれば、沖ノ浜、すなわち瓜生島はキリスト教徒の優勢な場所であったのは当然である。しかるに、『瓜生島図』にはそのよ

うな気配は全く見られず、もっぱら、寺院と神社の多い、純日本宗教の色濃い島として描かれている。この絵図を描いたのは舜堂叟仙玉という僧侶であったが、この事実を反映しているようである。また図には「埴屋敷」という貧相な建物が描かれている。「埴」だから本当の家屋ではなく、粘土で制作された小祠であろう。しかしに堂々たる建築物としてあつたはずの「柴山両賀の船奉行屋敷」は全く描かれていない。率直に言って、これらの『瓜生島図』は、慶長豊後地震の当時の沖ノ浜の客観的な姿をまったく知らなかった人によって、幕末のころ想像の産物で描かれたものに過ぎなかつたことが判明する。

謝辞

なお、本論は、(独)原子力安全基盤機構からの委託業務「平成22～23年度津波痕跡データベースの高度化－痕跡データの信頼度の評価－」(代表：東北大学今村文彦)の成果の一部を取りまとめたものである。

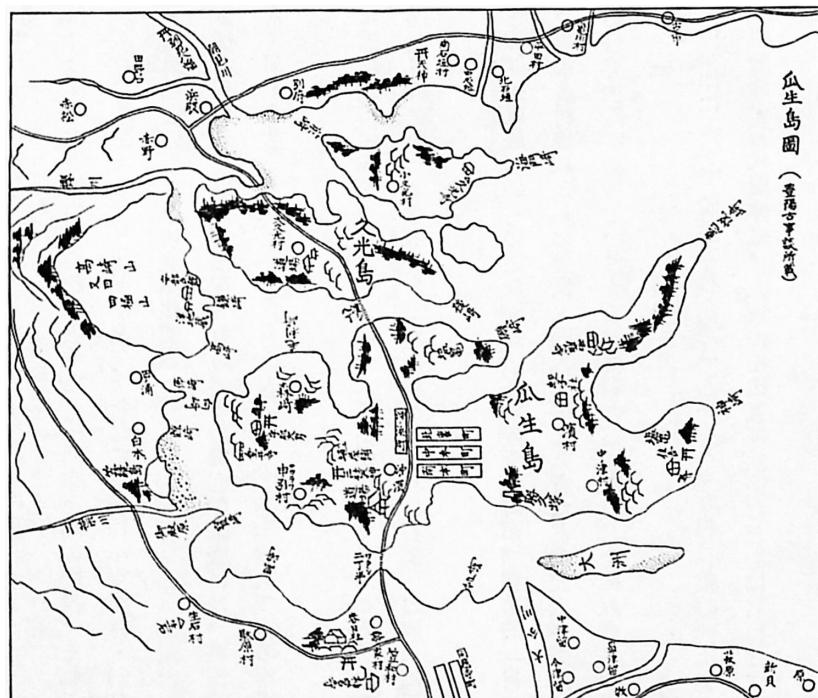


図6 『豊陽古事談』の『瓜生島図』

参考文献

- 「角川日本地名大辞典」編纂委員会（竹内理三代表）、1980、『角川日本地名大辞典・44・大分県』、角川書店、pp1318.
- 加藤知弘、1977、「瓜生島」と沖ノ浜、『沈んだ島一別府湾・瓜生島の謎』、27-47.
- 「瓜生島」調査会、1977、『沈んだ島一別府湾・瓜生島の謎』、大分大学教育学部内、pp301.
- 木村 碇、藤野 保、村上 直、2002、『藩史大辞典 第 7 卷・九州編』、雄山閣、pp625.
- 国民精神文化研究所編、1941、「南航日記残簡」、『藤原惺窓集 下巻』、377-389
(1978 年に思文閣出版から復刊されたものを使用)
- 武者金吉、1941、『増訂大日本地震史料 第一卷』、文部省震災予防評議会、pp945.
- 村松郁栄、1969、震度分布と地震のマグニチュードの関係、岐阜大学教育学部研究報告、自然科学、4、168-176.
- 東京大学地震研究所、1982、『新収日本地震史料 第二巻』、pp575.
- Tsuji, Y., H. Matsutomi, F. Imamura, M. Takeo, Y. Kawata, M. Matsuyama, T. Takahashi, Sunarjo, and P. Harjadi, 1995, Damage to coastal villages due to the 1992 Flores island earthquake tsunami, PAGEOPH, 14, 3/4, 481-524.
- 宇佐美龍夫、1975、『資料 日本被害地震総覧』、東京大学出版会、pp335.